特定復興再生拠点区域復興再生計画

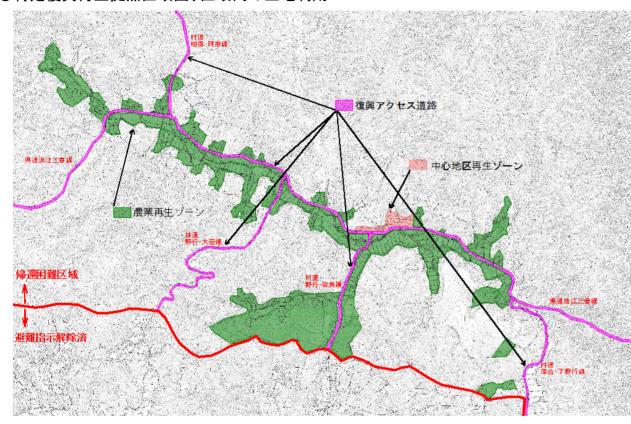
福島県 葛尾村

平成30年4月16日

市町村名 福島県 葛尾村 **地区名** 野行地区 **面積** 約 95ha **区域** 葛尾字柏原、葛尾字野行

1. 特定復興再生拠点区域 - 区域の範囲、予定する土地利用

○特定復興再生拠点区域図、区域内の土地利用



○特定復興再生拠点区域の対象等

- <特定復興再生拠点区域に含まれる施設>
- •県道浪江三春線(帰還困難区域全区間)
- •村道(柏原•阿掛線、野行•岩角線、落合•下野行線)
- •林道(野行•大笹線)
- •共同墓地
- ・その他特定復興再生拠点区域内のインフラ復旧・整備(4.各エリアの土地利用・事業内容等において記載されたもの)のために必要な施設(村道、電気・通信、生活用排水、河川、農業水利施設等)
- •小出谷地区防災拠点
- <その他>
- ・土壌等の除染等の措置等は、特定復興再生拠点区域の避難指示解除又は安全な通行の確保に必要な範囲について実施する。
- ・放射性物質汚染対処特措法に基づき除染・家屋解体を実施した箇所については、福島特措法に基づく除染・家屋解体は実施しない。

〇広域位置図

※関係規定:法第17条の2第1項第2号



〇特定復興再生拠点区域の状況

(事故前、事故後、放射線量等)

※関係規定:法第17条の2第1項第1号

復興庁令第2条の2第1項第2号

<事故前>

当該地域は、村の北東部に位置し、東西に横断する県道浪江三春線の沿線を中心に36戸の住宅が存在。産業は水稲を中心であり、県道沿線にのどかな農村生活が営まわれていた。また、区域内には、村内畜産農家の粗飼料の生産団地(基地)にもなっていて村の畜産振興に大きな役割を果たしてきた。

<事故後>

長期間の避難により、獣害も相まって家屋の劣化が相当進んでいるほか、区域内農地は荒廃し、手つかずの状態が続いている。特に水田には柳の木が繁茂し林地化してしまっている。地区住民の地元への思いは強く、荒廃の一途をたどっている故郷の早期再生を望んでいる。

<放射線量等>

拠点区域内の放射線量は、概ね年間20mSvは下回っている状況であるが、局所的に一部高い数値が検出されている箇所も存在。

2. 計画の意義・目標 ※関係規定:法第17条の2第2項第2号

「葛尾村総合戦略」に基づくエコ・コンパクトビレッジ〜自然と共存し、一人ひとりの笑顔がみえる持続可能なふるさと「かつらお」〜を葛尾村全域で実現するため、以下の目標のもと、各事業等を 効率的に進め、5年以内での避難指示の解除による住民の帰還・居住を目指す。

- ・生活・社会インフラの復旧・整備
- ・集落のコミュニティ再生
- ・再生可能エネルギー活用・農業再生に向けた取組

〔避難指示解除による住民の帰還及び居住開始時期の目標〕

•平成34年(2022年)春頃まで

[居住人口等の目標(避難指示解除から5年後の目標:平成39年(2027年))]

- 居住人口 約80人(うち帰還者約80人)
- ·営農者数 4戸+2事業者

3. 計画の期間 ※関係規定:法第17条の2第2項第3号

国の認定があった日~平成34年(2022年)9月末

4. 各エリアの土地利用・事業内容等 (土地利用に関する基本方針、産業の復興及び再生、道路その他の公共施設の整備、生活環境の整備に関する事項)

<特定復興再牛拠点区域全体の整備方針> ※関係規定: 法第17条の2第2項第4~7号

- (1)基本的な考え方
- ・特定復興再生拠点区域は、住民の帰還が可能となるための場所であることを踏まえ、まずは住民が居住することを目的とした拠点整備を目指す。
- ・帰還困難区域の地域コミュニティの再生に向けて、避難先との二地域での生活を希望している村民が存在することを踏まえつつ、交流が生まれやすい拠点整備を進める。
- ・その他生活関連サービスについては、避難指示が解除された区域等におけるサービス提供を基に関係者との調整を図る。
- 上記の考え方を踏まえ、基本的には以下のゾーン等で構成する。
- ①中心地区再生ゾーン
- ②農業再牛ゾーン
- (2)区域外とのアクセスの確保
- ・県道、村道(柏原・阿掛線、野行・岩角線、落合・下野行線)、林道(野行・大笹線)より、拠点区域へのアクセス道路を確保し、工事用車両等の交通を円滑にし、事業の迅速化を図る。
- ・県道浪江三春線鷹ノ巣区間の機能向上を図るとともに適切な維持管理を行う。
- (3)区域内の整備の進め方、大きな流れ
- ・各種事業の計画検討を進めるとともに、除染・家屋解体を進め、道路、電気・通信、生活用排水等インフラ施設の復旧・整備を実施する。
- ・交流施設については、利用ニーズへの対応や既存公益施設の効率的な運営を考慮して、住民のコミュニティ再生に寄与するものとする。
- ・農地や牧草地などについては、具体的な利活用方針の決定状況を踏まえ、除染作業実施時期を調整する。
- (4)効率的な整備の考え方(インフラ整備と土壌等の除染等の措置等の一体的かつ効率的な実施の留意点など)
- ・道路、電気・通信、生活用排水等のインフラ施設の復旧・整備が必要な箇所については、除染・家屋解体と工程・作業箇所を調整し実施する。
- ・土壌等の除染等の措置等は、特定復興再生拠点区域の避難指示解除又は安全な通行の確保に必要な範囲について実施する。なお、個別に広域インフラとして特別地域内除染実施計画に位置付けられているものについては、放射性物質汚染対処特措法の規定に基づき除染は実施済み。
- ・区域内の宅地、農地等については、地権者の土地利用の意向(帰還の有無、土地貸借、営農・事業再開など)及び農地の保全・管理に関する組合の設立等を確認してから除染・家屋解体を実 施する。
- ・農用地等については、営農再開等支援事業や農用地等の整備計画等の具体的な事業実施の進捗状況を注視しながら、農用地等の保全・維持管理を考慮し、除染作業実施時期を調整する。
- ┃・汚染状況を踏まえて除去土壌等の発生を極力抑制できる除染手法(※)を採用する。(※農地の反転耕や削取り厚の個別判断等)
- ・除染を実施した後すぐに土地利用が開始できるよう、全体の工程を工夫・調整する。

く各エリア・施設等の土地利用の概要と整備の必要性>

※関係規定:法第17条の2第2項第4~7号

〇野行地区(約95ha)

【概要】

震災・事故前の野行地区の中心部である「中心地区再生ゾーン」と区域外の再生可能エネル ことにより、新しい農業・新たな産業創出と集落のコミュニティ再生を図り、農業再生を通じた原「気・通信、生活用排水等インフラ施設等の復旧・整備を行う。 風景の回復を行う。

【整備の必要性】

(中心地区再生ゾーン)

ミュニティ形成の拠点となる区域を整備するとともに、神社等を中心地区再生ゾーンに移設し地の伝承を図る。 |域の歴史・文化の維持・継承に繋げることにより、地域住民の拠り所とするために必要である。

(農業再生ゾーン)

震災・事故前の野行地区の産業であった農業の再生を図るとともに、高まる再生可能エネル |ギー事業のニーズに応じて、再生可能エネルギーを活かした新しい農業への取り組みを進め、|な範囲で実施する。 |農業再生を通じた原風景の回復を行うために必要である。

<事業内容等>

(産業の復興及び再生、道路その他の公共施設の整備、生活環境の整備に関する事項)

【事業内容等】

(地区全体)

ギーも活かして中心産業であった農業の再生を図る「農業再生ゾーン」の整備を一体的に行う |・各事業の検討状況や地権者の意向を踏まえ、除染・家屋解体を行い、被災し、荒廃した道路、電

その他住民の帰還を図る上で、当該区域内における実施が必要な事業を実施。

(中心地区再生ゾーン)

- ・既設の集会所を復旧させ地域住民の活動拠点を整備する。
- 事故前から野行地区の中心部であった集会所等の有効活用等を行い、住民の生活と交流、コー・応急仮設住宅等を活用した交流施設を整備し、コミュニティ再生と震災・原発事故の記録と記憶

(農業再生ゾーン)

- ・営農意向・営農方法に応じた農地の整備及び農業水利施設の復旧・整備等を行う。その際、農 地管理者の確保状況等に留意しつつ、農業水利施設については当該地域で営農するために必要
- ・農地及び農業水利施設の除染等については、除染後の農地管理について確認したのちに実施 する。
- ・営農再開の妨げとなるイノシシなどの鳥獣被害防止を実施する。
- ・酪農の堆肥を活用したメタン発電施設の設置を検討する。

(その他)

・区域外において、再生可能エネルギー事業(太陽光発電施設等)の誘致を行い、農業再生ゾー ンにおいて電力が必要となった場合、当該太陽光パネルによる発電で賄うことができるよう検討を 行う。

○道路(県道、村道、林道)	
【概要】 特定復興再生拠点区域に係る既設道路について、拠点へのアクセス道路及び区域内の交通 を確保し、生活用及び工事用車輌等の交通を円滑にし、事業の迅速化を図る。	【事業内容等】 ・特定復興再生拠点区域に係る既存道路の除染及び復旧を行う。 ・県道浪江三春線については、拠点区域外の仮設焼却施設への運搬車両等も通行することなどから、鷹ノ巣区間の機能向上を図るとともに、適切な維持管理を行う。
【整備の必要性】 ・既に避難指示が解除された当村他地域や隣接する他自治体とのアクセス道路として復旧が必要である。	がら、鳥ノ未位间の仮形向上で囚ることでは、心明は推行自生で行う。
・当該区域の住民の生活に必要な道路であるとともに、各種事業の工事用車両が通行する道路であるため、安全な通行の確保が必要である。	
〇生活用排水(深井戸、浄化槽等)	
【概要】 地区は、村簡易水道の給水区域外であり、従前は沢水を使用していた。また、生活排水は合併浄化槽等を利用していた。住民帰還の状況等を踏まえつつ、特定復興再生拠点区域内の深井戸の掘削及び浄化槽等の生活用排水の整備を行う。	【事業内容等】 ・住民帰還の状況等を踏まえつつ、深井戸の掘削及び浄化槽等の整備を行う。
【整備の必要性】 地区民の早期帰還・居住に向けて、安全かつ衛生的な生活用排水の整備のために必要であ る。	
〇河川施設(小出谷川(村管理))	
【概要】 ・河川施設の復旧・整備を実施する。	【事業内容等】 ・河川堤防等、被災した施設の復旧を行う。
【整備の必要性】 ・拠点区域内の生活環境基盤の基礎となる治水対策のために必要である。	
〇農業水利施設	
【概要】 ・営農のための農業水利施設等の復旧・整備を実施する。	【事業内容等】 ・営農するために必要な範囲の農業水利施設等の除染を実施した後、被災状況調査を行い、復 旧・整備が必要な箇所及び工法を選定する。
【整備の必要性】 ・拠点区域内において営農するために必要である。	・区域内の整備の優先順位に合わせて、効率的に復旧・整備を実施。 ・なお、営農者確保状況等を把握し効率的な整備となるように留意。
〇公共施設	
【概要】 ・小出谷地区防災拠点を整備する。	【事業内容等】 ・帰還困難区域内の森林火災等防災に資する広場、倉庫等を小出谷地区に新設を検討する。
【整備の必要性】 ・山火事等有事の際に住民の安全を確保するために必要である。	
〇共同墓地	
【概要】 ・共同墓地の復旧・整備を実施する。	【事業内容等】 ・共同墓地の復旧・整備を実施する。
【整備の必要性】 ・住民コミュニティの維持を確保するために必要である。	

5. 土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理

※関係規定:法第17条の2第2項第8号、第17条の17第1・2項

本計画、関係法令及び「除染関係ガイドライン(環境省 平成25年5月 第2版(平成28年9月追補))」に従って、特定復興再生拠点区域において避難指示解除に 必要な範囲について、国が土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理を行う。

6. 廃棄物の処理

※関係規定:法第17条の2第2項第8号、17条の17第3・4項

本計画、関係法令及び「廃棄物関係ガイドライン(環境省 平成25年3月 第2版)」に従って、特定復興再生拠点区域において国が認定特定復興再生拠点区域内 廃棄物の処理を行う。

また、本計画に基づき各事業実施主体が実施するインフラ整備事業に伴い発生する廃棄物について、国は個別に各事業主体と相談しながら、当該インフラ整備事業の実施に支障が生じないよう対応する。

7. その他特定復興再生拠点区域の復興及び再生に関し特に必要な事項 ※関係規定:法第17条の2第2項第9号

(1)医療、介護、郵便等の住民サービスに関する取組	
〔取組内容〕	〔サービス等の開始時期目途〕
・生活ごみ処理サービスの再開にかかる調整	
・郵便の配達、集配の再開にかかる調整	
・消防機能の確保等住民生活の安全安心に向けた検討・調整	
・鳥獣被害対策に係る検討	
・営農再開に向けた試験栽培の実施	
・農業振興組合等を活用した営農の検討・調整	

(2)その他(立入管理等)

【立入管理】

・拠点区域内の除染進捗にあわせて、立ち入り規制の更なる緩和を内閣府に働きかけ